

令和 7 年小田原市議会 1 2 月定例会議案説明資料

(議案第 1 1 0 号～議案第 1 1 7 号・議案第 1 2 2 号)

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

目 次

○条例議案

議案第 1 1 0 号	小田原市病院事業の料金等に関する条例……………	1
議案第 1 1 1 号	小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第 1 1 2 号	小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	6
議案第 1 1 3 号	小田原市火災予防条例の一部を改正する条例……………	9

○事件議案

議案第 1 1 4 号	指定管理者の指定について（マロニエ子育て支援センター） ……	11
議案第 1 1 5 号	指定管理者の指定について（いずみ子育て支援センター） ……	15
議案第 1 1 6 号	指定管理者の指定について（こゆるぎ子育て支援センター） ……	19
議案第 1 1 7 号	指定管理者の指定について（小田原フラワーガーデン） ……	23
議案第 1 2 2 号	工事請負契約の変更について（旧内野醤油店耐震補強等改修工事） ……	26

条 例 議 案 說 明 資 料

議案第 1 1 0 号

小田原市病院事業の料金等に関する条例

[制定理由]

新病院で行う病院事業における料金その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 料金等（第 2 条及び別表関係）

事業管理者は、診療等について、次に定める額の料金等を徴収することとする。

- (1) 健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令（以下「法令」という。）によりその額を定められた診療等に係る料金等の額 法令の定めるところにより算定した額
- (2) 法令の適用を受ける入院時の食事療養に係る料金等の額 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した食事療養費の額
- (3) 法令の適用を受けない診療等に係る料金等の額 診療報酬の算定方法に基づき 1 点の単価を 1 5 円として計算して得た額に、1 0 0 分の 1 1 0 を超えない範囲内で事業管理者が定める率を乗じて得た額
- (4) 法令の適用を受けない入院時の食事療養に係る料金等の額 (2) の基準により算定した食事療養費の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額を超えない範囲内で事業管理者が定める額
- (5) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養に規定する療養及び(1)から(4)までの算定方法により難しい診療等に係る料金等の額 次に定めるもののほか、事業管理者が別に定める額

種 別			単 位	金 額	
				市民等	市民等以外の者
特別 入院 室料	特別室（括弧内 は、小児患者が使 用する場合の額）	A	1 日	2 2, 0 0 0 円 (2 0, 0 0 0)	3 0, 8 0 0 円 (2 8, 0 0 0)
		B		1 1, 0 0 0 円 (1 0, 0 0 0)	1 5, 4 0 0 円 (1 4, 0 0 0)

(加算額)	L D R 室 (非課税)		2 0 , 0 0 0 円	2 8 , 0 0 0 円
	特別 4 床室		3 , 8 5 0 円	5 , 3 9 0 円
初診時選定療養費	医科	1 回	7 , 7 0 0 円	
	歯科		5 , 5 0 0 円	
再診時選定療養費	医科	1 回	3 , 3 0 0 円	
	歯科		2 , 0 9 0 円	
特別長期入院料		1 日	通算対象入院料の基本点数に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に、1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額	
多焦点眼内レンズ支給選定療養費		1 回	次の金額の合計を基準として事業管理者が定める額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額 ア 多焦点眼内レンズの費用から保険診療の場合に主に使用する眼内レンズの費用を控除した額 イ 多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額	
長期収載品選定療養費		1 回	長期収載品の薬価と後発医薬品の薬価との価格差に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 1 0 円を乗じて得た額に、1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額	

妊婦健康診査料			3, 000円	
分娩介助料		1件	70, 000円	100, 000円
無痛分娩料（加算額）			150, 000円	
新生児保育料		1日	6, 000円	
育児相談料		1件	3, 300円	
がん検診料			診療報酬の算定方法により算定した額に 100分の110を乗じて得た額の範囲内 において事業管理者が定める額	
文書料	診断書	1件	2, 200円	
	死亡診断書（死体検案書）		3, 300円	
	特殊診断書		5, 500円	
	証明書		1, 430円	
	特殊証明書		4, 400円	
死体処置料		1体	3, 300円	

備考 この表において「市民等」とは、小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内に居住する者をいい、「市民等以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

- (6) 国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別な契約により行う診療等に係る料金等の額 当該契約において定める額

2 料金等の徴収時期（第3条関係）

料金等は、その都度、徴収することとするほか、料金等の徴収時期の特例について定めることとする。

3 料金等の減免等（第4条関係）

事業管理者は、特に必要と認めるときは、料金等を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができることとする。

4 債権の放棄（第5条関係）

事業管理者は、料金等に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができることとする。

5 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の廃止（附則第2項及び第3項関係）

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例を廃止することとし、同条例の廃止に伴う経過措置を定めることとする。

[適用]

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 1 1 1 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に係る期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。（改正条例第 1 条及び第 2 条関係）

区 分	現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月 期	1 0 0 分の 1 6 5		1 0 0 分の 1 6 7 . 5
1 2 月 期	1 0 0 分の 1 6 5	1 0 0 分の 1 7 0	1 0 0 分の 1 6 7 . 5

[適 用]

- 1 令和 7 年度の支給に係る期末手当の支給割合の引上げ
公布の日
- 2 令和 8 年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和 8 年 4 月 1 日

議案第 1 1 2 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の給料月額、通勤手当の支給上限額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、国家公務員の給与制度に準じて、勤勉手当基礎額の算定方法を変更するため改正する。

[内 容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第 1 条及び第 2 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第 1 及び別表第 2 関係）

人事院勧告で示された国家公務員の俸給表を基礎として、若年層を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率＋ 3. 3 パーセント）

(2) 通勤手当の支給上限額の引上げ（第 1 0 条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
3 8 , 7 0 0 円	3 1 , 6 0 0 円

(3) 期末手当の支給割合の引上げ（第 1 9 条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
再任用職員以外の職員	6 月 期	1 0 0 分の 1 2 5		1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 1 2 5	1 0 0 分の 1 2 7 . 5	1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5
再任用職員	6 月 期	1 0 0 分の 7 0		1 0 0 分の 7 1 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 7 0	1 0 0 分の 7 2 . 5	1 0 0 分の 7 1 . 2 5

(4) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第 2 0 条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
-----	-----	---------	-----------

再任用職員 以外の 職員	6 月 期	1 0 0 分の 1 0 5		1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 1 0 5	1 0 0 分の 1 0 7 . 5	1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5
再任用職員	6 月 期	1 0 0 分の 5 0		1 0 0 分の 5 1 . 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 5 0	1 0 0 分の 5 2 . 5	1 0 0 分の 5 1 . 2 5

(5) 勤勉手当基礎額の算定方法の変更（第 2 0 条関係）

勤勉手当基礎額の算定方法を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
給料の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計	給料及び扶養手当の月額並びにこれら に対する地域手当の月額の合計

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第 3 条及び第 4 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第 7 条関係）

人事院勧告で示された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第 8 条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月 期	1 0 0 分の 9 5		1 0 0 分の 9 6 . 2 5
1 2 月 期	1 0 0 分の 9 5	1 0 0 分の 9 7 . 5	1 0 0 分の 9 6 . 2 5

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第 8 条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分	現 行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月 期	1 0 0 分の 8 7 . 5		1 0 0 分の 8 8 . 7 5
1 2 月 期	1 0 0 分の 8 7 . 5	1 0 0 分の 9 0	1 0 0 分の 8 8 . 7 5

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第 3 項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

4 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（改正条例附則第 4 項関係）

1 (5)に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(第15条関係)

[適用]

- 1 給料月額の上昇、通勤手当の支給上限額の上昇並びに令和7年度の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の上昇

令和7年4月1日

- 2 令和8年度以降の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和8年4月1日

- 3 上記以外

公布の日

議案第 1 1 3 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

[改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、従来のサウナ設備のうち、消費熱量が小さい簡易サウナ設備に係る設置要件の整備が行われることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 簡易サウナ設備の位置及び構造に係る基準の設定（新第 7 条の 2 関係）

簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。）を、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備とすることとし、その位置、構造及び管理の基準を定めることとする。

2 従来のサウナ設備の名称の変更（新第 7 条の 3 及び第 4 4 条関係）

1 に伴い、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に変更することとする。

3 火を使用する設備等の届出対象の追加（第 4 4 条関係）

簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を設置しようとする場合には、あらかじめ消防長に届け出なければならないこととする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 8 年 3 月 3 1 日

事 件 議 案 說 明 資 料

議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定について

マロニエ子育て支援センターの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施 設 名 マロニエ子育て支援センター
- (2) 所 在 地 小田原市中里 2 7 3 番地の 6
- (3) 開設年月日 令和 2 年 1 0 月 1 日
- (4) 設 置 目 的 親子が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で交流を図り、育児相談などを行う場として、子育て中の親の子育ての負担感の緩和を図ることを目的に設置する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 子育てひろばの提供と交流の促進
- (2) 子育て中の親への相談と援助の実施
- (3) 子育て関連情報の収集及び提供
- (4) 子育て支援に関する講習・イベント等の実施
- (5) 地域の子育て支援活動との連携と支援
- (6) 市内子育て支援センターの基幹施設としての業務
- (7) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 選定までの経過

第 1 回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和 7 年 7 月 1 日
募集要項配布	令和 7 年 7 月 1 1 日～ 8 月 1 2 日
質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 6 日～ 7 月 2 5 日
説明会	令和 7 年 7 月 1 8 日
申請受付期間	令和 7 年 8 月 1 日～ 8 月 2 5 日
第 2 回指定候補者選定委員会開催	

(申請団体のプレゼンテーション、 質疑応答、採点、選定)	令和7年10月3日
---------------------------------	-----------

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
有限会社ぎんが邑 R I V総合研究所	横浜市保土ヶ谷区峰岡町 三丁目417番地	子育て支援センターの管理運営 (小田原市からの受託業務)、小規模 保育園等の運営

6 審査・協議の概要

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委 員 長	原 美 紀	特定非営利活動法人びーのびーの副理事長
副委員長	吉 野 る み	小田原市子ども若者部長
委 員	志 村 恵美子	税理士
委 員	山 崎 さおり	富水地区主任児童委員
委 員	島 田 風 花	公募市民
委 員	矢 島 佳 典	小田原市子ども若者部副部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

有限会社ぎんが邑R I V総合研究所

審査項目	配点	得点
1 運営組織・利用者サービスに関する事項（配点：300点）		
管理運営の方針及び体制	30	25
個人情報の保護	30	23

安全管理及び緊急時の対応	3 0	2 4
施設の維持管理	3 0	2 4
事業計画の内容	3 0	2 4
財政状況	3 0	2 5
事業の自己評価と質の向上	3 0	2 3
施設の活用	3 0	2 3
経費の削減	3 0	2 3
指定管理料の妥当性	3 0	2 4
2 子育て支援センターの管理運営に関する事項（配点：720点）		
職員（子育てアドバイザー）の配置及び育成	3 0	2 4
利用者のニーズの把握や事業への反映	6 0	5 0
子育てひろばの提供と交流の促進	9 0	7 5
子育て中の親への相談と援助の実施	9 0	7 2
子育て関連情報の収集及び提供	9 0	7 5
子育てに関する講習・イベントの実施	9 0	6 3
地域の子育て支援活動との連携と支援	9 0	7 5
事業者の特質に基づく積極的な提案事業	9 0	6 6
基幹センターとしての役割	6 0	4 8
その他事項（子育て支援センターの運営実績）	3 0	2 6
（合計）	1,020	812

この結果、小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会としては、有限会社ぎんが邑R I V総合研究所が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 子育て支援センターが位置する地域の特性を生かし、また、地域で活動する団体など地域資源との連携をより一層深め、子育て世帯への支援の充実を図ること。

イ 基幹施設として市内4センターを取りまとめ、本市の子育て家庭や地域が抱

える課題を把握し、子育て支援センターの在り方を検討するとともに、必要な施策を市へ提案すること。

7 指定候補者

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 有限会社ぎんが邑R I V総合研究所
- (2) 代 表 者 名 代表取締役 望月 聖子
- (3) 所 在 地 横浜市保土ヶ谷区峰岡町三丁目4 1 7 番地

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

いずみ子育て支援センターの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施 設 名 いずみ子育て支援センター
- (2) 所 在 地 小田原市飯田岡 3 8 2 番地の 2
- (3) 開設年月日 令和 2 年 1 0 月 1 日
- (4) 設 置 目 的 親子が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で交流を図り、育児相談などを行う場として、子育て中の親の子育ての負担感の緩和を図ることを目的に設置する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 子育てひろばの提供と交流の促進
- (2) 子育て中の親への相談と援助の実施
- (3) 子育て関連情報の収集及び提供
- (4) 子育て支援に関する講習・イベント等の実施
- (5) 地域の子育て支援活動との連携と支援
- (6) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 選定までの経過

第 1 回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和 7 年 7 月 1 日
募集要項配布	令和 7 年 7 月 1 1 日～ 8 月 1 2 日
質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 6 日～ 7 月 2 5 日
説明会	令和 7 年 7 月 1 8 日
申請受付期間	令和 7 年 8 月 1 日～ 8 月 2 5 日
第 2 回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、	令和 7 年 1 0 月 3 日

質疑応答、採点、選定)	
-------------	--

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
有限会社ぎんが邑 R I V総合研究所	横浜市保土ヶ谷区峰岡町 三丁目417番地	子育て支援センターの管理運営 (小田原市からの受託業務)、小規模保育園等の運営

6 審査・協議の概要

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委 員 長	原 美 紀	特定非営利活動法人びーのびーの副理事長
副委員長	吉 野 る み	小田原市子ども若者部長
委 員	志 村 恵美子	税理士
委 員	山 崎 さおり	富水地区主任児童委員
委 員	島 田 風 花	公募市民
委 員	矢 島 佳 典	小田原市子ども若者部副部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

有限会社ぎんが邑R I V総合研究所

審査項目	配点	得点
1 運営組織・利用者サービスに関する事項（配点：300点）		
管理運営の方針及び体制	30	24
個人情報の保護	30	23
安全管理及び緊急時の対応	30	25

施設の維持管理	3 0	2 4
事業計画の内容	3 0	2 4
財政状況	3 0	2 5
事業の自己評価と質の向上	3 0	2 4
施設の活用	3 0	2 5
経費の削減	3 0	2 4
指定管理料の妥当性	3 0	2 5
2 子育て支援センターの管理運営に関する事項（配点：6 6 0 点）		
職員（子育てアドバイザー）の配置及び育成	3 0	2 4
利用者のニーズの把握や事業への反映	6 0	5 2
子育てひろばの提供と交流の促進	9 0	8 4
子育て中の親への相談と援助の実施	9 0	7 5
子育て関連情報の収集及び提供	9 0	6 9
子育てに関する講習・イベントの実施	9 0	7 2
地域の子育て支援活動との連携と支援	9 0	8 1
事業者の特質に基づく積極的な提案事業	9 0	7 2
その他事項（子育て支援センターの運営実績）	3 0	2 7
（合計）	9 6 0	7 9 9

この結果、小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会としては、有限会社ぎんが邑 R I V 総合研究所が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 子育て支援センターが位置する地域の特性を生かし、また、地域で活動する団体など地域資源との連携をより一層深め、子育て世帯への支援の充実を図ること。

7 指定候補者

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定し

た。

- (1) 団 体 名 有限会社ぎんが邑R I V総合研究所
- (2) 代 表 者 名 代表取締役 望月 聖子
- (3) 所 在 地 横浜市保土ヶ谷区峰岡町三丁目4 1 7 番地

議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

こゆるぎ子育て支援センターの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施 設 名 こゆるぎ子育て支援センター
- (2) 所 在 地 小田原市羽根尾 2 8 1 番地の 3
- (3) 開設年月日 令和 2 年 1 0 月 1 日
- (4) 設 置 目 的 親子が気軽に集い、和やかな雰囲気の中で交流を図り、育児相談などを行う場として、子育て中の親の子育ての負担感の緩和を図ることを目的に設置する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 子育てひろばの提供と交流の促進
- (2) 子育て中の親への相談と援助の実施
- (3) 子育て関連情報の収集及び提供
- (4) 子育て支援に関する講習・イベント等の実施
- (5) 地域の子育て支援活動との連携と支援
- (6) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 選定までの経過

第 1 回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和 7 年 7 月 1 日
募集要項配布	令和 7 年 7 月 1 1 日～ 8 月 1 2 日
質問受付期間	令和 7 年 7 月 1 6 日～ 7 月 2 5 日
説明会	令和 7 年 7 月 1 8 日
申請受付期間	令和 7 年 8 月 1 日～ 8 月 2 5 日
第 2 回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、	令和 7 年 1 0 月 3 日

質疑応答、採点、選定)	
-------------	--

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
有限会社ぎんが邑 R I V 総合研究所	横浜市保土ヶ谷区峰岡町 三丁目 4 1 7 番地	子育て支援センターの管理運営 (小田原市からの受託業務)、小規模保育園等の運営

6 審査・協議の概要

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委 員 長	原 美 紀	特定非営利活動法人びーのびーの副理事長
副委員長	吉 野 る み	小田原市子ども若者部長
委 員	志 村 恵美子	税理士
委 員	山 崎 さおり	富水地区主任児童委員
委 員	島 田 風 花	公募市民
委 員	矢 島 佳 典	小田原市子ども若者部副部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

有限会社ぎんが邑 R I V 総合研究所

審査項目	配点	得点
1 運営組織・利用者サービスに関する事項（配点：300点）		
管理運営の方針及び体制	30	25
個人情報の保護	30	23
安全管理及び緊急時の対応	30	25

施設の維持管理	30	24
事業計画の内容	30	24
財政状況	30	25
事業の自己評価と質の向上	30	23
施設の活用	30	25
経費の削減	30	24
指定管理料の妥当性	30	25
2 子育て支援センターの管理運営に関する事項（配点：660点）		
職員（子育てアドバイザー）の配置及び育成	30	25
利用者のニーズの把握や事業への反映	60	50
子育てひろばの提供と交流の促進	90	81
子育て中の親への相談と援助の実施	90	72
子育て関連情報の収集及び提供	90	75
子育てに関する講習・イベントの実施	90	75
地域の子育て支援活動との連携と支援	90	78
事業者の特質に基づく積極的な提案事業	90	72
その他事項（子育て支援センターの運営実績）	30	26
（合計）	960	797

この結果、小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会としては、有限会社ぎんが邑R I V総合研究所が指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 子育て支援センターが位置する地域の特性を生かし、また、地域で活動する団体など地域資源との連携をより一層深め、子育て世帯への支援の充実を図ること。

7 指定候補者

小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定し

た。

- (1) 団 体 名 有限会社ぎんが邑R I V総合研究所
- (2) 代 表 者 名 代表取締役 望月 聖子
- (3) 所 在 地 横浜市保土ヶ谷区峰岡町三丁目4 1 7 番地

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

小田原フラワーガーデンの指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施 設 名 小田原フラワーガーデン
- (2) 所 在 地 小田原市久野 3 7 9 8 番地ほか
- (3) 開設年月日 平成 7 年 4 月 2 9 日
- (4) 設 置 目 的 市民に植物、園芸等に親しむ場を提供することにより植物に関する知識の普及及び緑化の推進を図ることを目的とする。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 有料の公園施設の使用許可に関すること。
- (2) 公園施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

4 選定までの経過

第 1 回指定候補者選定委員会開催 (募集方法及び内容の確認)	令和 7 年 7 月 1 4 日
募集要項配布	令和 7 年 8 月 8 日～ 9 月 2 4 日
説明会及び現地見学会	令和 7 年 8 月 2 2 日
質問受付期間	令和 7 年 8 月 2 2 日～ 9 月 1 日
申請受付期間	令和 7 年 9 月 8 日～ 9 月 2 4 日
第 2 回指定候補者選定委員会開催 (申請団体のプレゼンテーション、 質疑応答、採点、選定)	令和 7 年 1 0 月 2 9 日

5 申請状況

団体名	所在地	主な事業内容
-----	-----	--------

小田原フラワーガーデンパートナーズ	横浜市磯子区杉田四丁目 5 番 1 0 号	横浜緑地株式会社：造園工事、公園及び動植物園等の運営・企画・管理等 伊豆箱根鉄道株式会社：鉄道事業、観光事業及び娯楽機関その他旅客誘致に必要な事業 株式会社オービーエム管財：設備管理業務、清掃業務等
-------------------	--------------------------	---

6 審査・協議の概要

小田原市都市公園指定候補者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行った。

(1) 小田原市都市公園指定候補者選定委員会の構成

区 分	氏 名	役 職 等
委 員 長	藤 田 真由美	一般財団法人公園財団 常務理事
委 員	中 村 文	学校法人鈴木学園 日本ガーデンデザイン専門学校 副校長
委 員	志 村 恵美子	税理士
委 員	石 川 ひろ美	小田原市 P T A 連絡協議会幹事
委 員	湯 川 増 夫	久野地区自治会連合会会長
委 員	杉 本 錦 也	一般社団法人小田原市観光協会専務理事
委 員	中 井 將 雄	小田原市建設部副部長

(2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委員が審査基準に従って申請団体を採点した。

小田原フラワーガーデンパートナーズ

審査項目	配点	得点
1 申請者に関する項目（配点：70点）		
団体等の能力	70	62

2 事業運営に関する項目（配点：315点）		
運営管理の基本方針及び体制	105	99
維持管理	105	84
サービス向上及び利用促進の取組	105	87
3 安全対策に関する項目（配点：105点）		
安全対策	105	84
4 効率的なコスト管理に関する項目（配点：70点）		
効率的運営	70	56
5 社会・環境貢献・地域貢献に関する項目（配点：140点）		
社会・環境貢献	70	58
地域貢献	70	52
（合計）		700 582

この結果、小田原市都市公園指定候補者選定委員会としては、小田原フラワーガーデンパートナーズが指定候補者として適切であるとの結論に至った。

なお、次の内容を、要望事項として付した。

ア 広報・宣伝活動において、これまで以上に様々な媒体を効果的に活用し幅広い層へ情報提供を行うとともに、来園者数の増加に努めること。

イ 子育て世代や地域住民などに対し、意見を聴取する機会を積極的に設け、要望の把握に努めること。

7 指定候補者

小田原市都市公園指定候補者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を指定候補者として選定した。

- (1) 団 体 名 小田原フラワーガーデンパートナーズ
- (2) 代 表 者 名 横浜緑地株式会社 代表取締役 横田 純
- (3) 所 在 地 横浜市磯子区杉田四丁目5番10号

工 事 概 要

工 事 名	旧内野醤油店耐震補強等改修工事
工 事 箇 所	小田原市板橋字大窪600番地、598番地、602番地、604番地イ、604番地ロ
工 事 概 要	(変更分) 本工事に付帯する電気設備工事の入札不調及び再入札により、全体の工期が令和8年度までになることに伴う工期の延長及び当該工期の延長による経費増に伴う費用変更

配置図



